

## 平成22年度

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 保険料(本算定)について

平成22年度の保険料は、愛知県後期高齢者医療広域連合が平成21年中の所得を基に算定します。保険料納入通知書は、8月2日(月)に発送します。

### ■保険料の決まり方

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人単位で計算されます(図1)。

■図1 保険料の決まり方



※所得金額とは、収入金額から必要経費を差引いた額であり、収入が公的年金のみの方は、(公的年金収入金額-公的年金等控除額)が所得金額になります

平成22年度より保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度では、財政運営

期間を2年間としており、この期間

の医療費の財源に充てるため、保険

料率が改定されました。

	平成22・23年度	平成20・21年度
均等割額	41,844円	40,175円
所得割率	7.85%	7.43%

問合先 国保年金課(東館3階 ☎51・3132)

### ■保険料の軽減

次の(1)~(3)に該当する方は、保険料が減額となります。

(1) 所得の低い世帯の方(申請不要)

① 均等割額の軽減 所得が低い世帯の方は、世帯主および被保険者の合計所得に応じて、均等割額が軽減されます(表1)。

② 所得割額の軽減 被保険者本人の所得金額の合計から基礎控除の33万円を引いた金額が58万円以下(年金収入のみの場合153万円~211万円)の方について所得割額が5割軽減されます。

(2) 職場の健康保険などの被扶養者だった方(申請不要)

均等割額が9割軽減されます。また

均等割額が9割軽減されます。

均等割額が9割軽減されます。

均等割額が9割軽減されます。

■表1 均等割額の軽減

軽減率	軽減要件(同一世帯に属する世帯主および被保険者の前年の所得金額の合計)
9割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得がない)の世帯
8.5割軽減	所得金額の合計が33万円以下で9割軽減に該当しない世帯
5割軽減	所得金額の合計が33万円+「24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主を除く)」以下の世帯
2割軽減	所得金額の合計が33万円+「35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

(3) その他の減免(申請必要)

た、所得割額は課せられません。

災害や事業の休廃止など特別な事情により保険料を納付することが困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。

■保険料の納め方

具体的な納付方法は、市役所から送付される「後期高齢者医療保険料納入通知書」の2ページ「納付方法とその他の内容」で確認してください(図2)。

■図2 納入通知書2ページ

〈保険料の支払い方法を選択できます〉

特別徴収(年金天引き)を中止し、口座振替による納付を希望する方は、以下の①②の手続きを必ず行ってください。一方の手続きのみでは、納付方法が切り替わらない場合があります(すでに口座振替の手続きをして

いる場合は、再度②の手続きをする必要はありません)。

①年金天引きを中止して口座振替を希望する方は、国保年金課(後期高齢者医療グループ)まで連絡してください

②お取引金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください

③お取引金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください

④お取引金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください

⑤お取引金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください

■表2 入院時(医療一般病床)の食事代(食事療養標準負担額)

負担区分		入院時の負担限度額	食事代(1食につき)
課税世帯	一般	44,400円	260円
非課税世帯	区分Ⅱ	入院90日まで	210円
		入院91日以上※1	160円
	区分Ⅰ	15,000円	100円

※1 入院が91日を超えた場合、手続きが必要です

■表3 入院時(医療療養病床)の食事代と居住費(生活療養標準負担額)

負担区分		入院時の負担限度額	食事代(1食につき)	居住費(1日につき)
課税世帯	一般	44,000円	460円※2	320円
非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	210円	
	区分Ⅰ	15,000円	130円	
	区分Ⅰで、老齢福祉年金受給者		100円	0円

※2 一部の医療機関では、420円の場合があります

■表4 医療費の助成制度の対象者

区分	要件
障害者	身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級
	療育手帳A・B判定
	精神障害保健福祉手帳1・2級 自閉症状群(診断書が必要)
ひとり暮らし	以下の①～③の全てに該当する方 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない ②所得がない(年金のみの場合年額80万円以下) ※障害年金・遺族年金などの非課税所得は含みません ③税の扶養になっていない
ねたきりなど	介護保険の要介護4または5の認定を受けていて、3か月以上継続して生活介護を受けている市民税非課税世帯の方

限度額適用・標準負担額減額認定証について  
(市民税非課税世帯に属する方のみ)  
市民税非課税世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)を医療機関の窓口へ提示することで、入院時の医療費の負担限度額、食事代、居住費が減額されます(表2・3)。認定証の発行には国保年金課での申請が必要です。市民税非課税世帯に属する方で認定証の発行を希望する方は問い合わせください。

医療費の助成制度について  
(後期高齢者福祉医療費助成制度)  
後期高齢者医療制度の被保険者で表4のいずれかに該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。医療機関で受診する際に、被保険者証と受給者証を提示することにより、医療費の窓口負担がなくなります(該当する方で手続きが済んでいない方は問い合わせください)。

被保険者証について  
8月1日から使用できる被保険者証(青色)を7月末日までに簡易書留で送付しています。現在の被保険者証(若草色)の有効期限は7月31日まで、8月1日以降は使用できません。また、受給者証または認定証を所持する方には、8月1日までに別途郵送します。※簡易書留を受け取る際には押印または署名が必要です

生活習慣病予防のため、年1回定期的に特定健康診査・健康診査を受診しましょう。対象者には5月下旬に受診券を郵送しました。受診には受診券と被保険者証が必要です。  
対象 特定健康診査/今年度40歳～75歳未満※平成22年4月2日以後に加入された方は、申し込みが必要です。(豊橋市国民健康保険)、健康診査/今年度75歳以上、65歳～74歳までの障害認定を受けた方で加入の方を含む※今年度75歳の方へは誕生日の翌月末に受診券を郵送します(後期高齢者医療制度)

生活習慣病を  
予防しましょう

問合せ先 国保年金課  
(☎51・2262)

■特定健康診査・健康診査を受けます

生活習慣病予防のため、年1回定期的に特定健康診査・健康診査を受診しましょう。対象者には5月下旬に受診券を郵送しました。受診には受診券と被保険者証が必要です。  
対象 特定健康診査/今年度40歳～75歳未満※平成22年4月2日以後に加入された方は、申し込みが必要です。(豊橋市国民健康保険)、健康診査/今年度75歳以上、65歳～74歳までの障害認定を受けた方で加入の方を含む※今年度75歳の方へは誕生日の翌月末に受診券を郵送します(後期高齢者医療制度)

■まちづくり出前講座で生活習慣改善を学びましょう

国保年金課では「生活習慣改善にトライ」をテーマにまちづくり出前講座を行っています。健診の結果から食生活や運動、たばこなど生活習慣を見直す方法について体験を交えて楽しく紹介します。

申込先 広報広聴課(☎51・2166)